

介護新聞 2008年3月10日

## < 辞退届けの強要は禁止 >

### 通院移送費は明確に

#### 厚労省、生活保護の方針

厚生労働省は3日、2008年度の生活保護制度の運用に関して、保護の実施要領に「本人の意思によらない辞退届けに効力はない」などと明記する方針を示した。北九州市で起きた孤独死問題などを背景とした対応だ。一方、北海道滝川市では通院時のタクシー代をだまし取られる事件が起きたことから、移送費の支給については確認を厳しくする方針も示した。

厚労省は、08年度の生活保護行政の基本方針として 濫給防止 漏給防止 自立支援 - を掲げた。

中でも、保護を受けるべき人が保護から漏れる「漏給」の防止に関しては、「申請権の侵害と辞退届けの強要があってはならない」という方針を明確にする。具体的には、保護の実施要領を改定し、注意すべき点を書き込むことで4月から実施する予定だ。

明記するのは、「保護申請の意思が確認された人には速やかに申請書を交付し、申請手続きの助言をする」、「扶養が保護の要件であるかのごとく説明し申請を諦めさせることがあれば、申請権の侵害に当たるおそれがある」といった点。

また、「辞退届けの提出を強要してはならない」、「本人の意思によらない辞退届けや、誤信して提出された辞退届けは無効。これに基づき保護を廃することはできない」、「保護廃止の決定にあたっては自立のめどを聴取するなど、ただちに急迫した状況に陥ることがないように留意する必要がある」とも明記する。

こうした対応に踏み込む背景には、ライフラインが止まっているのに保護を廃止された人や申請書をもらえなかった人が孤独死するケースが北九州市で相次ぎ、運用の在り方が社会問題化した経緯がある。

一方、北海道滝川市では今年2月、保護を受けている元暴力団組員らがタクシー通院を装い2億円余を市からだまし取っていたとして逮捕される事件が発覚。このため厚労省は「不正受給や過大給付を未然に防ぐ必要がある」と「濫給」の防止にも取り組む。

通院移送費については「移送に必要な最少限度の額」に限り給付されることになっているが、厳密な基準はなかった。このため、支給範囲とやむを得ず支給を認める場合の基準を明確にする。

原則としては災害現場から緊急搬送する場合や移動困難な患者などに限定。例外として、身体障害などのために電車やバスの利用は難しいケース、へき地のため最寄りの病院でも交通費が高額になるケースなどを認めることにする。給付決定にあたって審査が適切に行われるよう、各自治体へ通知を出す予定だ。

生活保護行政の基本方針の柱の一つに挙がっている自立支援に関しては、厚労省は「引き続き自立支援プログラムの推進を」と各自治体に呼びかけている。

福祉事務所に対する監査についても、これらの方針のもと適切に実施されているかどうかを重点事項とする方針だ。